

福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、福岡医療短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費等の競争的資金等（別紙等）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(責任と権限)

第3条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、短大学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第4条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため及び研究費の使用ルールに関する相談窓口を置き、総務課庶務係をもってこれに充てる。

- 2 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(調査)

第5条 競争的資金等の管理に関して不正があると認められるとき又は疑いがあるときは、短大学長の下に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第6条 競争的資金等の不正な管理を行った者又は競争的資金等に関連して不正な取引に関与した者は、「学校法人福岡歯科学園就業規程」第41条から第43条を準用又は適用する。

- 2 競争的資金等の管理に不正が確認されたときは、短大学長は、不正が確認された事案を学内に公表し、問題を共有化して再発防止に努めなければならない。

(不正防止計画の策定・実施)

第7条 本学における不正を防止するため不正防止計画部署を置き、総務課庶務係をもってこれに充てる。

2 不正防止計画部署は、不正防止計画の策定・実施に当たり、次に掲げる事項について業務を行う。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 全学の関係者と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(通報窓口の設置)

第8条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるよう通報窓口を置き、総務課長をもってこれに充てる。

2 総務課長は、通報事項を短大学長に速やかに報告するものとする。

3 総務課長は、通報者の保護に十分配慮しなければならない。

(内部監査)

第9条 総務課庶務係は、モニタリング及び内部監査を実施する。

2 総務課庶務係は、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(監事、公認会計士との連携)

第10条 総務課庶務係は、監事及び公認会計士と連携し、不正防止を行う。

(物品等の発注等)

第11条 本学における物品等の発注及び検収については、原則として財務課用度管理係が行う。

(業者等への対応)

第12条 総務課及び財務課は、業者等に競争的資金等の学内規則を説明し、遵守させるものとする。

2 短大学長は、競争的資金等に関して不正な取引に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(不正使用による研究費の返還)

第13条 研究者の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該研究者が負担するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成19年10月16日から施行する。

競争的資金等一覧

- (1) **文部科学省の競争的資金**
- ・ 科学研究費補助金
 - ・ 科学技術振興調整費
 - ・ 21世紀COEプログラム
 - ・ キーテクノロジー研究開発の推進
 - ・ 地球観測システム構築推進プラン
 - ・ 原子力システム研究開発事業
- (2) **文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金**
- ・ 戦略的創造研究推進事業
 - ・ 先端計測分析技術・機器開発事業
 - ・ 革新技術開発研究事業
 - ・ 独創的シーズ展開事業
 - ・ 産学共同シーズイノベーション化事業
 - ・ 重点地域研究開発推進プログラム
 - ・ 地域結集型研究開発プログラム等
- (3) **文部科学省の公募型の研究資金**
- ・ 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・ 都市エリア産学官連携促進事業
 - ・ 知的クラスター創成事業
 - ・ 世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
 - ・ ゲノムネットワークプロジェクト
 - ・ 細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト
 - ・ ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業
 - ・ 再生医療の実現化プロジェクト
 - ・ 個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト
 - ・ がんとランシヨナル・リサーチ事業－革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進－
 - ・ 次世代の電子顕微鏡要素技術の開発
 - ・ 知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築
 - ・ X線自由電子レーザー利用推進研究課題
 - ・ 革新的原子力システム技術開発公募
- (4) **文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金**
- ・ 地域研究開発資源活用促進プログラム
 - ・ 人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業
 - ・ バイオインフォマティクス推進事業
 - ・ 戦略的国際科学技術協力推進事業
 - ・ 先端研究拠点事業
 - ・ アジア研究教育拠点事業
 - ・ アジア・アフリカ学術基盤形成事業
 - ・ 日中韓フォーサイト事業
 - ・ 二国間交流事業（共同研究・セミナー）